

## 義務履行に係る申請・届出の提出について

平成17年度の義務履行に係る申請・届出書の提出時期となりました。

これらの申請・届出書の提出に際しては、使用様式、記載方法等が分かり難く、誤謬が生じやすいことから、留意事項の要点をお知らせしますので、ご参考として下さい。

### 1. 特に誤謬しやすい箇所

義務履行量届出書（様式第13）の届出内容欄については、以下の区分により記載してください。

電気事業者が自ら発電した新エネ等電気による義務履行			
	当該年度分	バンキング分	
新エネ等電気相当量として記録し、義務履行に充てる。	①に記載	③に記載	
新エネ等電気(相当量として記録しない)を義務履行に充てる。	②に記載		

  

他者が発電した新エネ等電気による義務履行			
	当該年度分	バンキング分	
		自らバンキングしたも	バンキング分を購入
他者から購入した新エネ等電気を新エネ等電気相当量として記録し、義務履行に充てる。			
うち電気も購入し利用した場合	①に記載	③に記載	
うち電気は購入しない(相当量のみ購入)場合	減少申請	③に記載	③に記載
他者から購入した新エネ等電気(相当量として記録しない)を義務履行に充てる。	②に記載		

※ 相当量の口座記録年度が平成16年度（バンキング年）、平成17年度（当該年度分）のどちらであるかは、相当量IDにより確認します。

例示：「W000123A01-05-3-06-0000001」

設備ID — 記録年 — 記録四半期 — 有効期限年 — シリアル番号  
 (2005.4.1~2006.3.31) (2007.06.01 迄)

様式第13(第17条関係)

### 義務履行届出書

..... 略 .....

届出内容		備考
前年度電気の供給量 (kWh) (注1)		
新エネルギー等電気相当量 による義務履行量 (kWh) (注2)	①	③
新エネルギー等電気 による義務履行量 (kWh) (注3)	②	

..... 略 .....

## 2. 義務履行量届出書（様式第13）

### (1) 届出書を提出する必要がある者

平成17年度に義務量がある電気事業者は当然提出が必要ですが、次の何れかに該当する場合も本届出書を提出する必要があります。

- ① 電力供給を開始していなくても、電気事業開始届出を平成17年6月1日以前に行った者（※電気事業者であるが、義務量は0（ゼロ）である場合）
- ② 「基準利用量の減少申請書（様式第8）」を提出し、これが承認されて平成17年度の義務量が0（ゼロ）となった場合

※ 平成18年4月現在、電気事業者であるが、電気事業開始届出の提出が平成17年6月2日以降である者は、義務履行量届出書を提出する必要はありません。

### (2) 前年度電気の供給量欄の記載

「前年度電気の供給量」欄には、「平成17年度分の基準利用量届出書」に記載した「平成16年度の電気供給量（供給見込量である場合は、その量。）」を記載します。

なお、電力供給を開始していない電気事業者は、0（ゼロ）と記載します。

### (3) 届出内容欄の新エネルギー等電気相当量による義務履行量の記載

どの記載欄へ記入するかは1. を参照ください。なお、記載する単位はkWhとなりますので留意下さい。

#### ① セパレートで購入した新エネ等電気相当量（基準利用量の減少申請）

1. にもあるように、他の電気事業者が小売した電気に係る相当量の価値分を平成17年度に口座記録した相当量を購入（相当量の増量・減量届出）したものは、義務履行量届出の対象相当量とならず、法第6条の規定にしたがって義務量の減少に充てる旨の申請を行い、義務量を減少させます。

#### ② バンキングした相当量（相当量による正当な理由の届出）

バンキングした相当量（平成16年度に口座記録した相当量）は、「正当な理由」に該当するので、「備考」欄に記載します。

※バンキングした相当量は、「自らが小売した電気に係る相当量の価値分を記録した相当量」、「他者から購入した相当量」の区分に関係なく、同様に取扱われますので、留意下さい。

### (4) 相当量 ID 指定件数欄の記載

当該欄には、第1表に記載した相当量 ID 指定件数を記載します。

なお、義務履行量の「届出内容」欄と「備考」欄の両方に記載がある場合は、「指定件数」欄には両方の合計件数を記載します。（第1表のNO数と一致します。）

### (5) 新エネルギー等電気による義務履行量の記載

「新エネルギー等電気による義務履行量」欄には、第2表に記載した設備毎の「新エネルギー等電気利用量」の合計値を記載します。

平成17年度の義務量が0（ゼロ）である場合、又は基準利用量の減少申請により平成17年度の義務量が0（ゼロ）となった場合は、「新エネルギー等電気による義務履行量」欄には、当該欄は0（ゼロ）と記載します。

### (6) 利用詳細件数

第2表に記載した設備件数を記載します。（第2表のNO数と一致します。）

## 3. 基準利用量の減少申請書（様式第8）

### (1) 申請書を提出する者

「他者から購入した相当量」によって義務履行をしようとする者が該当します（1. 及び2.（1）②参照）。

※「他者から購入した相当量」であっても、バンキングした相当量（平成16年度に口座記録した相当量）は、基準利用量の減少申請ができないので留意下さい。

### (2) その他

基準利用量の減少申請に対しては、承認手続の上、通知します。

※ 上記手続を要するため、義務履行量届出書よりも早く提出ください（遅くとも義務履行届出書と同時に提出）。